

加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針

令和5年3月24日 市長決定

加古川市では、性的指向*¹・性自認*²・性表現*³という全ての人がもつ性のあり方（以下「SOGIE*⁴」という。）は多様であること（以下「性の多様性」という。）を、全ての市民が尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざした取組を進めていきます。

1 方針の位置付け

一人一人がそれぞれ多様な性を生きることは、人権として尊重されるべきであるところ、これまでの社会の仕組みや制度においては、性の多様性に関する無理解を背景に、SOGIEに関して少数である人（以下「LGBTQ+*⁵」という。）を除外してきました。その結果、LGBTQ+は「当たり前ではない」とされ、偏見や差別の対象となり、LGBTQ+に該当する人々は、誰にも相談できず、一人で悩みを抱えたり、人間関係や生活の様々な場面で困りごとに直面したりしています。

近年、国際社会において、性の多様性を尊重し、LGBTQ+の人々の平等な権利を保障する動きが広がっており、国内でも、国の機関をはじめ、地方公共団体や民間企業において、性的指向や性自認による差別的な取扱いの解消に向けた取組が進みつつあります。

加古川市では、「加古川市総合計画」をはじめ、「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」、「第5次加古川市男女共同参画行動計画」等の個別計画において、「性的マイノリティ」や「性の多様性」に関して明記し、互いに尊重しあって暮らせる社会の実現をめざして、教育・啓発に取り組んできたところです。

これまでの取組を更に進め、LGBTQ+の人々を取り巻く社会的制約や不利益の解消につなげ、誰もが自分らしく生きることができるよう、加古川市として性の多様性の尊重に関する取組について、施策の全体像とその方向性を示すため、本方針を定めるものです。

加古川市総合計画（令和2年12月15日議決）

基本目標：心豊かに暮らせるまち

政策：互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

施策：①人権文化の確立

②男女共同参画社会の形成

《関連する主な個別計画》

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

第5次加古川市男女共同参画行動計画

加古川市自殺対策計画

第3期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）

教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）

性の多様性の
尊重に関する
取組の体系化

加古川市性の多様性の
尊重に関する取組方針

2 取組の方向性

性の多様性の尊重に関する取組について、次の2つを柱として体系化を図ります。

全ての市民が性の多様性を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざし、

- (1) L G B T Q +の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげる取組
- (2) 性の多様性に関する正しい知識の普及啓発を進める取組

3 具体的な取組

「2 取組の方向性」で示した2つの柱を軸にし、具体的な取組を展開していきます。

(1) L G B T Q +の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげる取組

① L G B T Q +専門相談体制の充実

L G B T Q +の人々だけでなく、その家族や友人、学校や職場の関係者など誰でも、S O G I Eに関する様々な悩みや不安について、専門の相談が受けられる体制を整備します。

併せて、一人で悩みや不安を抱える人に相談できることを知っていただけのように、専門相談の実施について広く情報発信に努めます。

相談内容に応じて、相談者の意向に十分に配慮し、適切な関係機関と連携を図ります。

② パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入

一方又は双方がL G B T Q +に該当し、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係についての届出に関して、市が受理したことを証明する「パートナーシップ届出制度」を導入します。加えて、お二人のほかに、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係についての届出に関して、市が受理したことを証明する「ファミリーシップ届出制度」も導入します。

配偶者など法的に認められた関係であることを要件としている様々なサービスについて、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある方も適用対象とすることができるよう、市が提供するサービスについて検討するとともに、サービスを提供する事業者等に働きかけます。

③ 行政文書に係る性別記載欄の見直し

本市の「行政文書に係る性別記載欄の見直しに関するガイドライン

(令和4年6月策定)」に基づき、行政文書における性別記載欄の必要性を見直し、不要な記載欄の廃止又は必要に応じた適切な方式に改めます。

④ L G B T Q + の人々に配慮した対応の検討・実施

L G B T Q + の人々が安心して行政サービスを受けられるよう、窓口対応などの平常時はもとより、災害時についても、L G B T Q + の人々に配慮した対応を検討・実施します。

(2) 性の多様性に関する正しい知識の普及啓発を進める取組

① 市職員・教職員に向けた取組

市職員が性の多様性を尊重した視点で行政サービスの提供や施策の立案ができるよう、全ての市職員を対象とした研修を実施します。また、市職員が正しい知識を身につけ、窓口対応等をはじめ職場で適切に対応できるよう、市職員向けガイドラインを作成します。

教職員が正しい知識を深め、性の多様性を踏まえて児童生徒に適切に対応できるよう、全ての教職員を対象とした研修を実施します。

② 子どもに向けた取組

児童生徒が性の多様性を認め合うことができるよう、自分らしく過ごせる居心地の良い環境づくりや授業づくり等に努めます。

性の多様性に関する情報を児童生徒が入手しやすいよう、校内へのチラシ等の掲示や書籍の配架に努めます。

L G B T Q + の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、相談しやすい環境を整えるとともに、校内外での連携を進め、当該児童生徒の意向に配慮したきめ細かな対応に努めます。

子どもを対象とした性の多様性に関する啓発を進めるため、啓発リーフレット等を作成し、配布します。

③ 市民に向けた取組

性の多様性に関する講演会や企画展示など、市民に向けた継続的な啓発に取り組みます。また、多様な立場の市民が講演会等に参加いただけるよう、様々な機会をとらえて広く周知します。

啓発リーフレット等を作成し、公共施設に配架するとともに、関係機関や各種講座の参加者等に配布するなど、性の多様性に関する啓発を進めます。

広報かがわに性の多様性に関する特集記事を掲載するとともに、市

ホームページに性の多様性に関するページを作成するなど、積極的に情報を発信します。

市民が、性の多様性について関心を持ち、学ぶことができるよう、書籍を紹介し、貸出を行います。

④ 事業者等に向けた取組

事業者や各種団体に向けて、講演会等の実施や性の多様性に関する情報を様々な機会をとらえて発信し、啓発に取り組みます。

啓発リーフレット等を作成し、各種団体を通じて配布することで、事業者等に向けた啓発を進めます。

誰もが働きやすい職場づくりやハラスメントへの対応など、事業者等の内部研修に活用できるよう、性の多様性に関する映像ソフトの貸出を行います。

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入に併せ、医療機関等に対し制度の理解と協力を要請します。

4 具体的な取組の開始時期

令和5年度から順次実施

用語解説

*1 性的指向 (Sexual Orientation)

恋愛感情や性的な関心などの感情がどの性別に向くかを示します。

異性、同性若しくは両性に向く、又はいずれの性別にも関心がない、決められない等の場合があります。

*2 性自認 (Gender Identity)

自分の性別をどう認識しているかを示します。

身体の性別（出生時に判定された性別）と自分が認識している性別が一致しない場合があります。

*3 性表現 (Gender Expression)

服装、言葉づかい、しぐさなどから社会的な性別をどう表現しているかを示します。

性自認と表現する性別が一致しない場合があります。

*4 SOGIE (ソジー)

全ての人がもつ性のあり方を示す概念の言葉です。

性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity)、性表現 (Gender Expression) の頭文字をとっています。

性的指向、性自認、性表現に身体の性 (Sex Characteristics) を含めて、SOGIESC (ソジエスク) と表現する場合があります。

*5 LGBTQ+ (エルジービーティーキュープラス)

SOGIEに関して少数である人の総称の一つです。「性的マイノリティ」と表現する場合があります。

女性の同性愛者のレズビアン (Lesbian)、男性の同性愛者のゲイ (Gay)、両性愛者のバイセクシュアル (Bisexual)、身体の性別と自分が認識している性別が異なるトランスジェンダー (Transgender)、自分のSOGIEが分からない等のクエスチョニング (Questioning) 又はSOGIEに関して少数である人を包括する言葉のクィア (Queer)、それ以外のSOGIEに関して少数である人を示すプラス (+) の頭文字をとっています。